

監査報告書

公益社団法人 島根県公共嘱託登記土地家屋調査士協会

理事長 門脇浩泰 殿

令和2年7月29日

監事 中村達朗

監事 南口誠

私たち監事は、令和元年7月1日から令和2年6月30日までの令和元年度の本協会の業務の執行状況及び財産の運用状況について監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

各監事は、理事及び職員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決済事項等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査しました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表および正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2. 監査意見

(1) 事業報告等の監査結果

・事業全般

理事の職務の不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

事業報告は、法令及び定款に従い、重要な点において法人の状況を正しく示しているものと認めます。

・総務部

諸規則や諸規定の変更、新設され整備されている。また、事務処理の効率化が図られた。

協会事務所移転を無事完了し、整備された。社員向けの情報公開、ウェブ会議等も積極的に取り組まれている。基準点設置事業における測量業の登録の手続きを図られたい。

・業務部

社員向け研修の開催、単価契約先の発掘と、内外への発信に取り組まれています。

・経理部

法令・会計基準を遵守し適正に処理されています。

処理方法の見直し、改善についても積極的に取り組まれています。

(2) 計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は法人の財産及び損益の状況をすべて重要な点において適正に示しているものと認めます。

(3) その他

売上の減少については執行理事の説明から次年度以降も厳しい状況が続くと考えられる。